

公 示 送 達 書

令和8年7月10日

佐世保市長 宮島 大典

下記の書類は送達を受けるべき者の住所、居所、事務所、事業所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

この書類は佐世保市長が保管していますので、いつでも送達を受けるべき者の申出に応じ交付します。

送達する書類の名称

令和8年度 軽自動車税督促状

送達を受けるべき者

(氏名または名称)

1	富岡 茂保	14	岩本 優也
2	松尾 孝成	15	谷田 惇晟
3	松尾 孝成	16	DE OLIVEIRA TOMOTO JONAS SEIKO
4	藤山 利生	17	松倉 侑希
5	浦川 志津	18	合同会社 SHAFT
6	鳥瀬 秀人	19	
7	山下 鈴香	20	
8	針口 魁斗	21	
9	山辺 浩一	22	
10	渡邊 翔	23	
11	礎 大介	24	
12	礎 大介	25	
13	岡上 諄平	26	

(注意)

地方税法第20条の2に規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。